

低入札価格調査基準価格の取扱いについて（改正）

九重町が低入札価格調査の対象とする工事（設計金額1億円以上）の低入札価格調査基準価格について、次のとおり取り扱う。

【改正事項】

割合の算定式中「④一般管理費の額の55%を乗じて得た額」を「④一般管理費の額に68%を乗じて得た額」に改める。

1. 低入札価格調査基準価格の算定方法

(1) の割合を算定後、(2) により低入札価格調査基準価格を算定する。

(1) 割合の算定

●割合の算定式

- ①直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に68%を乗じて得た額

$$\text{割合} = \frac{\text{①②③④の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額}}{\text{設計額（消費税及び地方消費税を含む）}}$$

※割合は少数点以下第3位を四捨五入

●割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{割合} \leq 9.2/10$$

※割合の計算結果が、適用範囲の下限値（7.5/10）に満たない場合は7.5/10とし、上限値（9.2/10）を超える場合は9.2/10とする。

(2) 低入札価格調査基準価格（税抜き）の算定

●低入札価格調査基準価格（税抜き）の算定式

$$\text{低入札価格調査基準価格（税抜き）} = \text{予定価格（税抜き）} \times \text{割合}$$

※計算の結果、1万円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額とする。ただし、1万円未満の端数を切り捨てた額が予定価格の7.5/10に満たない場合はこの限りでない。

2. 適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。